

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、7月16日から21日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、最近の県内の状況等について御説明を申し上げますとともに、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、災害対策についてであります。

台風18号の影響等により、今月10日未明、大雨特別警報が県内全域に発令され、県西部及び県南部を中心に記録的な豪雨が本県を襲い、3名の方が犠牲になったほか、県内各地で家屋の倒壊や浸水をはじめ、河川、道路等の公共施設、農地や森林、さらには、農作物等に甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

県といたしましては、栃木県災害対策本部を設置し、被災者の安全確保や、河川、道路等の応急対策を実施するほか、本格復旧に向けて被害の詳細な把握に努めているところであります。そうした中、まずは、被災者の生活を確保するため、6市2町に対し、災害救助法の適用を決定いたしました。

国に対しましては、11日の政府調査団並びに翌12日の安倍内閣総理大臣が来県の際、被害状況を詳細に説明いたしますとともに、激甚災害の指定を含め、各種復旧事業の早期実施に向けて、できる限りの支援を要請いたしました。

また、昨日、国に対しまして、改めて要望書を提出したところであ

り、復旧等に要する経費につきましては、早期の予算措置に向けて最大限の努力をして参りたいと考えております。

引き続き、関係機関との連携を密にしまして、一日も早い被災者の生活の安定及び被災地の復旧に全力を挙げて取り組んで参る所存であります。

次に、本県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてであります。

策定に向けて検討して参りました本県版の総合戦略につきましては、県議会の御提言をはじめ、県内各分野の有識者等からなる懇談会での御意見、さらには、市長並びに町長との意見交換等を踏まえながら、素案として取りまとめ、昨日、公表したところであり、併せて、広く県民の皆様から御意見をいただくため、本日からパブリックコメントを開始いたしました。

人口減少問題を克服し、地方自らが、地域の持つ強みや可能性を生かしながら、将来にわたり活力を維持していくことは、今を生きる私たちにとって、とちぎの未来を支える次の世代に対する責務であります。

この総合戦略を通じて、とちぎの強みを磨き、産業を伸ばしてしごとをつくり、企業やひとを呼び込み、安心して子育てができ、次代を担う若者の希望がかなう社会を目指し、県民はもとより、市町、さらには、企業、団体など、多様な主体が力を結集したオール栃木体制により、とちぎの未来創生に果敢にチャレンジして参ります。

また、東京の一極集中を是正するため、国が地方創生の一環として

進めている政府関係機関の地方移転につきましては、先月末、国に対し、森林技術総合研修所など4つの機関を、本県への移転候補機関として提案したところであり、今後、本県への移転のメリット等を十分に説明するなど、積極的に取り組んで参ります。

さらに、総合戦略と並行して策定を進めております次期プランにつきましても、来年2月の策定に向けて、引き続き、各論部分についての具体的な検討を進め、とちぎの未来に希望と誇りを持てる力強いビジョンを描いて参ります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた戦略的な取組についてであります。

先月、中国の北京で開催された世界陸上競技選手権大会を前に、県総合運動公園において、ハンガリー選手団の事前キャンプを受け入れたところであります。

県としてキャンプ地誘致の取組を開始して以来、国際大会における事前キャンプの受入れを早期に実現し、成果を得ることができましたことは、東京オリンピック・パラリンピック等に向けて、大きな弾みになるものと考えております。

今後、キャンプ地誘致にとどまらず、東京オリンピック・パラリンピック等の様々な波及効果を本県の活性化に結び付けていくため、11月を目途に、文化・教育や国際交流など各分野における取組の方向性を「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとちぎビジョン（仮称）」として取りまとめ、戦略性のある取組を展開して参ります。

次に、スポーツ功労賞の授与についてであります。

この夏、カナダで開催されました、サッカーのF I F A女子ワールドカップにおきまして、本県出身の安藤梢選手並びに鮫島彩選手が、「なでしこジャパン」の準優勝に大きく貢献されました。

お二人の活躍は、県民の誇りであり、また、子どもたちに夢や目標を持つことの大切さを伝えてくれるものであります。その功績をたたえ、栃木県スポーツ功労賞を授与するとともに、ますますの御活躍を期待するものであります。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

先日、国が実施した一時保管者アンケート調査では、約8割の一時保管者が早期の移動を求めるなど切実な実態が明らかとなりました。

また、各県処理を定めた基本方針につきましては、望月環境大臣は見直さないことを明言しており、国の第4回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会におきましても、現行の枠組みの下で尽力すべきとの取りまとめ骨子案が示されております。

国に対しましては、引き続き、県民への分かりやすい丁寧な説明に努め、この問題の解決に積極的に取り組むよう要請するとともに、一日も早い安全な処理に向け、県としても役割を果たして参りたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算3件、条例5件、その他の議案9件の計17件であります。このほか認定6件、報告4件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、「財政健全化取組方針」を踏まえつつ、安全・

安心な暮らしの実現など、県民生活に関わる緊要な課題等に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、23億 6,405万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,135億 1,405万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、安全・安心な暮らしの実現についてであります。

県民誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自立した生活を送ることができる環境をつくるため、生活困窮者に対する面接相談や就労支援を行う自立相談支援員を増員し、支援体制の強化を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護基盤の整備推進や介護人材の育成・確保、認知症対策の充実強化等を図ることといたしました。

また、結婚を望む方がその希望を実現し、健やかに子どもを生み育てることができるよう、出会いイベントの開催など結婚支援の取組を拡充するとともに、待機児童解消に向けた潜在保育士の調査を実施するほか、各市町が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備等を支援して参ります。

さらに、緊急防災・減災対策事業費等を追加計上し、避難所周辺道路の整備・保全、冠水対策、河川の堆積土除去等に取り組むほか、農林業等の被害軽減を図るため、当面のイノシシの捕獲目標を1万頭に引き上げ、更なる捕獲の促進を図ることといたしました。

加えて、悪質化、巧妙化が進む自動車盗等の抑止、検挙に向け、必

要な捜査資機材の整備を行うことといたしました。

次に、活力あふれる産業の振興についてであります。

本県経済の更なる活性化に向け、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内中小企業における都市圏のプロフェッショナル人材の活用促進を図ることといたしました。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援するほか、林業・木材産業の成長産業化を図るため、搬出間伐等への支援を拡充し、未利用間伐材の有効利用を促進することといたしました。

第2号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、北那須浄化センター、大岩藤浄化センター及び思川浄化センターの管理を包括的民間委託の受託者に行わせるため、その契約のための債務負担行為を追加するものであります。

第3号議案の用地造成事業会計補正予算は、足利市における産業団地の新規開発に伴う用地取得及び調査設計に要する経費について補正するものであります。

第4号議案は、歯科技工士法の一部改正等に伴い、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置について、適用期間を5年間延長すること等のため、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、知事が指名し、又は任命する栃木県防災会議の委員

の定数を見直すため、栃木県防災会議条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、下水道法の一部改正に伴い、栃木県流域下水道条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、栃木県県営住宅条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県公安委員会委員飯塚真玄氏の任期が来る9月23日に満了いたしますので、その後任として臼井佳子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第10号議案は、栃木県公害審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、五味渕秀幸氏、近藤峰明氏、齋藤宏昭氏、島菌佐紀氏、白土陽子氏、西山緑氏、藤倉まなみ氏及び横山幸子氏を再任し、落合博明氏、佐々木和也氏、西村友良氏及び橋本賢二郎氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は工事請負契約の締結について、第12号議案及び第13号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案から第16号議案までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案は、病院事業会計の資本剰余金の処分について議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、

それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県立病院の診療料金等に係る債権の放棄に関する報告であります。

報告第2号及び報告第3号は、水道事業会計及び工業用水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第4号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。